

平成18年6月9日

地 第 5 8 5 号

警 察 本 部 長

交番等における防犯カメラシステム運用要領

(概要)

本通達は、交番等の施設又は勤務員に対する不法行為等の防止及び事案発生時における事実確認並びに証拠保全を図るために設置した防犯カメラシステムの適正な管理、運営に必要な事項を定めたものである。